



一時保護の判断を 裁判所に委ねられるか

平成28年7月26日の朝日新聞朝刊の記事によれば、同月25日、厚生労働省は、子どもを親から引き離す一時保護の仕組みを見直す検討を始めたとのことである。一時保護の判断を裁判所に委ねられるかどうかが焦点とされている。

言うまでもなく、一時保護の目的は子どもの生命の安全を確保することである。また、ここでいう「生命の安全」を図るということは、単に生命の危険を防止するという点に止まらず、子どもの権利を尊重するという立場から、見過ごすことができない環境に子どもがいれば、そこから子どもを引き離すという点も含まれている。

過去を振り返れば、一時保護をするかどうかを判断するのが遅れてしまった結果、尊い命が奪われてきたことが数多くあった。躊躇することなく一時保護を実施する必要性が高い事例も実際にあると思う。このような観点から、いわゆる児童虐待防止法第8条3項では、一時保護の実施にあたっては速やかに行うよう努めなければならないとされている。

しかし、一時保護はとても強力な

行政権限を認める行政処分であることから、その実施にあたっては合理的・客観的な運用を図らなければなりません。それを取り巻く保護者などの意思に反しても強制的な措置を行うことができる一時保護という制度は、世界的にも稀であると言われている。

そこで、本稿では、

行政権限を認める行政処分であることから、その実施にあたっては合理的・客観的な運用を図らなければなりません。それを取り巻く保護者などの意思に反しても強制的な措置を行うことができる一時保護という制度は、世界的にも稀であると言われている。

そのためには、通常、裁判所の判断を必要とされているが、その前後に亘つて裁判所の判断に基づく許可を必要としない一時保護については、どうやってその客観性や合理性を図つていくのかという点は極めて重要な検討課題であった。

この点、平成9年6月20日、厚生省児童家庭局長により「児童虐待等

に關する児童福祉法の適切な運用について」と題する通知が出され、ま

た、平成11年3月に「子ども虐待対応の手引き」が刊行されて以降、一時保護の判断や運用はより一層客観的・合理的になってきたと考えてい

る(この点は、「子ども虐待対応・アセメントフローチャート」参照)。

また、その後も、平成21年5月、法

務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」が開催された。最高裁事務総局や厚生労働省

も参加する中で議論がなされ、その動きは、社会保障審議会児童部会

に於ける専門委員会に引き継がれ、平成23年1月に報告書が取りまとめられた。

その結果、原則的に2ヶ月を超えてはならないとされていた一時保護の期間延長について、同期間を超える場合には、児童福祉審議会の意見を要としない一時保護については、どうやってその客観性や合理性を図つていくのかという点は極めて重要な検討課題であった。

この点、平成9年6月20日、厚生省児童家庭局長により「児童虐待等に關する児童福祉法の適切な運用について」と題する通知が出され、また、平成11年3月に「子ども虐待対応の手引き」が刊行されて以降、一時保護の判断や運用はより一層客観的・合理的になってきたと考えてい

る(この点は、「子ども虐待対応・アセメントフローチャート」参照)。

また、その後も、平成21年5月、法

務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」が開催され

た。最高裁事務総局や厚生労働省

も参加する中で議論がなされ、その動きは、社会保障審議会児童部会

に於ける専門委員会に引き継が

れ、平成23年1月に報告書が取り

まとめられた。

その結果、原則的に2ヶ月を超えてはならないとされていた一時保護の期間延長について、同期間を超える場合には、児童福祉審議会の意見を要としない一時保護については、どうやってその客観性や合理性を図つていくのかという点は極めて重要な検討課題であった。

この点、平成9年6月20日、厚生省児童家庭局長により「児童虐待等に關する児童福祉法の適切な運用について」と題する通知が出され、また、平成11年3月に「子ども虐待対応の手引き」が刊行されて以降、一時保護の判断や運用はより一層客観的・合理的になってきたと考えてい

る(この点は、「子ども虐待対応・アセメントフローチャート」参照)。

また、その後も、平成21年5月、法

務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」が開催され

た。最高裁事務総局や厚生労働省

も参加する中で議論がなされ、その動きは、社会保障審議会児童部会

に於ける専門委員会に引き継が

れ、平成23年1月に報告書が取り

まとめられた。

その結果、原則的に2ヶ月を超えてはならないとされていた一時保護の期間延長について、同期間を超える場合には、児童福祉審議会の意見を要としない一時保護については、どうやってその客観性や合理性を図つていくのかという点は極めて重要な検討課題であった。

この点、平成9年6月20日、厚生省児童家庭局長により「児童虐待等に關する児童福祉法の適切な運用について」と題する通知が出され、また、平成11年3月に「子ども虐待対応の手引き」が刊行されて以降、一時保護の判断や運用はより一層客観的・合理的になってきたと考えてい

る(この点は、「子ども虐待対応・アセメントフローチャート」参照)。

また、その後も、平成21年5月、法

務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」が開催され

た。最高裁事務総局や厚生労働省

も参加する中で議論がなされ、その動きは、社会保障審議会児童部会

に於ける専門委員会に引き継が

れ、平成23年1月に報告書が取り

まとめられた。

その結果、原則的に2ヶ月を超えてはならないとされたものの、

第三者機関である児童福祉審議会

に対して事案の説明を丁寧に行い、

同審議会の意見を聞いた上で延長

を行うというシステムを用いること

でさらなる客観性・合理性を図つて

きたのである。

このような動きを踏まえた上で

今般の一時保護の見直しというもの

は、平成23年当時、一時保護に対する

裁判所の関与を強化することが相

当ではないと判断された状況を乗り

いう懸念が強い。